

木更津市福祉有償運送運営協議会議事録

日 時 平成30年7月19日（木）午前10時00分から午前11時50分まで
場 所 木更津市役所朝日庁舎 会議室B
出席者 委 員 奥瀬 亮彦
山田 幸生
清水 妙子
山本 てつ子
佐々木 奈美
宮野 照久
事務局 加藤 毅（社会福祉課長）
池田 ゆかり（障がい福祉課長）
清水 和也（高齢者福祉課副課長）
山本 奈朋子（社会福祉課副主幹）／司会
伊藤 努（社会福祉課主査）／書記

【議事内容】

司会進行 本日は、公私ともご多忙中のところ、ご出席をいただきましてありがとうございます。只今から、「木更津市福祉有償運送運営協議会」を開会いたします。はじめに自己紹介をさせていただきます。委員の皆様の自己紹介をお願いいたします。

（山本委員・奥瀬委員・清水委員・佐々木委員・宮野委員）

続きまして事務局の紹介をさせていただきます。

（加藤課長・池田課長・清水課長・山本副主幹・伊藤）

それではお手元の配布資料について確認願います。木更津市福祉有償運送運営協議会次第、木更津市福祉有償運送運営協議会資料、本日の議題であります。福祉有償運送事業団体が作成した登録更新申請書の3種類となっております。不足しているものなどありましたらお申し出ください。よろしいでしょうか。なお福祉有償運送事業団体の登録更新申請書につきましては、個人情報が含まれておりますので、本協議会終了後に回収させていただきます。よろしくをお願いいたします。

この協議会につきましては、「木更津市審議会等の会議の公開に関する条例」第3条に基づき公開することとなっております。また、会議録の作成のため録音させていただいておりますので、あらかじめご承知ください。

なお、本日の傍聴人はおりません。

本会議の議事進行につきましては、木更津市福祉有償運送運営協議会設置要綱第7条第1項の規定によりまして、会長が議長となることになっておりますので、山本会長に議長をお願いしたいと存じます。山本会長には議長席で進行をお願いいたします。

議長

改めまして山本です。よろしくお願いいたします。

規定により議長を務めさせていただきます。

はじめに議事に入る前に委員の定足数を確認させていただきます。

本日の出席委員数は、8人中、6名で過半数を超えております。

木更津市福祉有償運送運営協議会設置要綱第7条第2項の規定により会議は成立いたしました。

それでは議題に入らせていただきます。

議題（1）について、議事録署名人の指名をさせていただきます。佐々木委員と清水委員をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、議題（2）の役員の選出について、前副会長の田中委員が退任されたので、新たに木更津市福祉有償運送運営協議会設置要綱第4条第3項にもとづき、副会長を指名させていただきます。宮野委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

ここで議題（3）、（4）の議事の進め方について説明させていただきます。まず議題（3）「移動制約者の現状と福祉有償運送の必要性について」事務局より説明の後、質疑を行います。続いて議題（4）につきましては、自家用自動車有償運送の有効期限の更新の登録をしようとする法人1団体からの、「福祉有償運送の登録更新申請書（案）」についてです。お手元の申請書（案）による書面審査の後、団体による説明、その後質疑を行います。

それでは、議題（3）移動制約者の現状と福祉有償運送の必要性について、事務局から説明を求めます。

事務局 高齢者障害福祉課長の清水でございます。私から移動制約者の現状と福祉有（清水課長）償運送の必要性についてご説明させていただきます。

お手元の資料の30ページをお開きください。

本市における移動制約者の状況は、平成29年度末で要支援者・介護認定者、身体障害者などあわせまして14,233人、本市人口の約1割となっております。内訳といたしまして、要介護認定者総数6,087人、身体障害者手帳交付者等 総数8,146人でありまして、このすべての方々が、

移動に介助等を必要とするとは言い切れませんが、移動にあたりなんらかの制約を受けている状況にあると考えております。

31ページをご覧ください。本市では、移動制約者に対する福祉移送サービスとして、木更津市福祉タクシー事業と福祉カーの貸し出しの2つの事業を行っています。福祉タクシー事業は、身体障害者手帳の1・2級及び療育手帳A—2以上の方がタクシーを利用する場合に、乗車料金のうち730円を限度に運賃を助成する制度でありまして、タクシーチケットを1人あたり月2枚、年間24枚を交付しております。腎臓機能疾患で人工透析の方は、2倍の年間48枚を交付しております。

平成29年度実績を申し上げますと、交付対象者が2,534人、そのうち813人から申請があり、合計7,827枚の利用がありました。

また福祉カーの貸し出し事業は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳の交付を受けた方、及び65歳以上の歩行困難な高齢者に対し、無償でリフト付ワゴン車の貸し出しを行っています。1回の貸付期間は、3日以内としております。

平成29年度の実績は、27件で延46日の利用となっております。

平成30年4月1日現在の木更津市の人口134,944人のうち65歳以上の高齢者は36,778人と前年比で725人増えており、高齢化率は27.25%でございます。今後もさらに高齢化が進んでいくものと考えております。

続きまして、32ページ、資料7をご覧ください。この表には、運営団体として7団体ございます。民間における福祉移送サービスの状況につきましては、NPO・社会福祉法人等における福祉有償運送として、現在7団体が運営協議会の合意をいただき、国土交通省関東運輸局千葉運輸支局へ登録しています。平成29年度実績では、7団体で福祉車両27台を使用し会員399人に対し、輸送人員が延べ3,779人となっております。

高齢化の親展等に伴い、今後会員数、契約者の伸びが予想されています。また、国では、施設入所から地域移行への考え方が示されておりますので、障害者等の外出機会も増えていく中、福祉移送サービスは欠かせないものと考えております。

以上のような状況から、本市におきましては、公共交通機関、特にタクシー事業者様や登録されている事業者様には、福祉有償運送に関しましてご尽力いただいているところでございますが、移動制約者に対し、安全にお客さまの利便の確保ができるよう福祉有償運送サービスの充実は、引き続き必要なものと考えております。以上で概要説明を終わらせていただきます。

議 長 　ただ今の説明について、ご質疑等がございましたらお願いいたします。何かありますでしょうか。では、お聞きしたのですが、タクシーチケットが平成27年度から比べますと500枚ほど差が生じているには、なにか新しいサービス等をはじめた等の理由があるのでしょうか。

事務局 　新しい事業を始めた訳ではなく、また何らかの要因に基づいて生じた差でも（池田課長）なく、年度間に生じえる差と思われます。

議 長 　他にありますでしょうか。他にないようですので、続きまして議題（4）「福祉有償運送実施団体の登録更新申請書（案）について」に移りたいと存じます。すでに団体の申請書（案）をお配りしてございます。今から15分間、部屋の時計で10時45分までを目処に時間をとりますので、ご審査いただきたいと存じます。その後審査団体にご説明いただきます。

（15分経過）

議 長 　それではお時間となりましたので、団体の説明者入室となります。

（社会福祉法人 みづき会入室）

議 長 　社会福祉法人みづき会にご説明をお願いします。よろしくをお願いします。

みづき会 　社会福祉法人みづき会と申します。総務部総務課長をしております佐久間と総務主任をしております木下です。よろしくお願いたします。平成19年8月から福祉有償運送を始めまして今回で4回目の登録更新となります。私どもみづき会は木更津市の下郡にございます。市内でも中心市街地から離れた場所にございます。みづき会には施設が3つございますが、3つの施設共に公共交通機関が近くに存在しないような立地となります。施設の種類としては、身体障害者及び知的障害者が利用する施設となっており、入所して過ごされる方、日々通って過ごす方がいる施設となります。有償運送を行う理由としては、利用者の方が身体能力的に知的能力的に公共交通手段の利用がご自身だけでは困難な方が多く過ごされている施設となりますので、有償運送を利用される方は施設利用者のみとなります。そういったところを踏まえながら利用者の輸送手段として有償運送の登録を行ったことが経緯となります。

年間の利用回数は延べで90回から100回、走行距離は5,200キロくらい、料金については年間利用料金の総額で55万円くらいの金額で

収益には関係なく利用者さんの利便向上につながるものとなっております。利用の用途としては通院4割、その他の利用6割となっております。一番多いのは利用者が実家に帰る時に利用されるケースが多いようです。以上おおまかな概要となります。

では、協議書に移りまして協議資料をご覧ください。この資料のとおり関東運輸局へ提出することとなります。まず様式第2号は申請の鑑文であり、様式第2号に基づき申請いたします。法人名称、住所、施設名が記載されております。続きまして車両の配置ですが、3施設のうち上総希望の郷4台、上総ゆうゆうの郷3台、上総あいらいの郷4台で、合計11台の登録申請をお願いいたします。台数が多いのではと思われるかもしれませんが、台数を増やしたいとか、登録者を増やしたいとかという趣旨のものではありません。法人として所有する車両が22台ございます。有償運送で車両を使用する際に他の用途で使用中の場合に有償運送ができなくなってしまうことが生じることもあり、あくまでも動かせる車両をできるだけ確保しておきたいという趣旨となります。

それでは添付書類について順に説明してまいります。添付書類の1番目として定款ですが、最新の定款を添付しております。法人登記事項証明についても直近のものとなっております。私どもの法人では第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業を記載させております。法人の役員名簿については理事が理事長を含め6名、監事2名、評議員7名となっております。

続きまして添付書類の2番目となります。宣誓書ですが、道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを宣誓しております。

添付書類3番目については運営協議会の合意書となりますので、本協議会において議決されるため書類の添付はございません。

続きまして4番目として車検の写しと使用車両の画像ですが、先ほども説明しましたが今回11台の車両を登録申請させていただいております。車両の登録について前回の登録時に車両の種別を誤認しているところがありまして、今回の登録で訂正している車両がございます。今回の申請において増車する車両が回転シート車となり、福祉有償運送の車両としては登録されていませんでした。千葉運輸局と相談して、回転シート車を3台増車いたしました。各車両の写真及び車検証の写しを添付しております。
(この後車両ごとに説明)

こちらについてご質問等ありましたらお願いいたします。

- 宮野委員 車両の写真を見ますと、福祉有償運送の標示が無いのですがどうされていますか。
- みづき会 規定どおり標示しております。マグネットシートタイプのものを使用しています。福祉有償運送以外でも使用しており、有償運送使用時には標示しております。
- みづき会 続きまして添付書類の5番目となります。運転者の承諾書兼名簿、免許書の写し、資格書面の写しとなります。事務所が3つございますので事務所単位で作成しております。上総希望の郷では24名が登録しており福祉有償運送の資格者となります。2種の免許保持者はいません。全て1種免許となります。同様に上総ゆうゆうの郷となります。こちらにつきましては30名の資格者がおまして、1名整備管理者を兼ねた2種免許を持った者がおります。続きまして上総あいらいの郷となります。24名の資格者がおります。1名2種免許の大型を持っている者がおります。
- 添付書類の6番目になります。運行管理の責任者、就任承諾書ですが、各施設それぞれ各2名の運行管理者を設定しております。運行管理者と関係しますのでこのまま添付書類の7番目の説明をさせていただきます。運行管理の体制等を記載した書類となります。運行管理者については先ほどもご説明したとおり施設ごとに2名を設定しております。整備管理体制としましては法人全体で共通いたしまして正規資格を持つ1名の者が法人全体の整備責任者となります。また、施設ごとに運行管理マニュアルを用意しているところでございます。ここでご質問等ありましたらお願いいたします。
- 奥瀬委員 運行管理者の資格者証又はそれに変わるものが添付されていないのですがそれを伺います。
- みづき会 様式にもございますが、乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事業の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写しを添付することとありますが、みづき会については、10人以上の車両は2台となりますので資格証の添付を要しません。
- 奥瀬委員 運輸局のほうがそれでいいというのであればいいのですが、運行管理の責任者の代行者について3事業所で1人の人が兼ねていますが、我々旅客運送の立場で考えるといかがなものかと思うのですが、やはり運輸局に確認

されましたか。

もうひとつが整備管理者が3事業所で1人で兼ねられていてこれについても道路運送法上どうなのか。よくひとつの会社がひとつの社屋で別法人なのですが1箇所でおこなっていることがあるのですね。そういう場合でも必ず別な者を管理者を設置している例もある。

みづき会 最初の登録申請時において確認しています。

奥瀬委員 法律としてどうか運輸局に確認されたほうがいいですね。
山田委員 運行管理者の「資格の種類」の欄が空欄となっているが。

みづき会 理由は同様でございますが「5両以上配置」というところでの理解となりますので、いままでどおりの申請となっております。

山田委員 基本的には29台につき1名となる。

奥瀬委員 それ以上だと1名ずつ増やしていかないといけないというのが緑ナンバーを付けている者のルールで、もしかしたら別のルールがあるのかもしれない。

山田委員 運行管理の責任者というかたちで書かれていますが、実際のところ資格を持っている人はいるのですか。責任者とありますが、何を持って資質を証明するのですか。

みづき会 いわゆる緑ナンバーの事業者さんのルールで動いている訳ではないので、もともと有償運送制度の指導下に入った立会の時には資格というところも出てくるとは思います。他の事案も併せて千葉運輸局に確認したいと思います。

みづき会 では添付書類8番目の損害賠償措置宣誓書でございますが、最初に宣誓書を添付しております。また自動車保険証券の写しを添付しております。対人対物無制限で入っております。

続きまして添付書類9番目の旅客名簿でございます。3施設に名簿を付けております。上総希望の郷については79名、上総ゆうゆうの郷74名、上総あいらいの郷74名、以上が旅客名簿となります。

添付書類10番、11番については続けて説明させていただきます。1

0番目については、自家用有償旅客運送者登録証の写しとなり、今現在の登録証となります。添付書類11番として、旅客から収受する対価一覧となります。こちらにつきましては、登録当初からとなりますが、初乗りの走行2キロまで、300円。以降1キロ単位ごとに、100円となります。それ以外の運用としましては高速道路等の別にかかった料金の実費をいただきます。以上となります。長時間ありがとうございました。

議長 委員のみなさん質疑がありましたらお願いいたします。

奥瀬委員 3施設で施設ごとに約70名ほど会員登録があり、それぞれの施設で3台から4台の車を運用しているということですが、それぞれの施設の会員が別の施設の車両を使うということはないですね。

みづき会 有償運送の範囲ではないです。ただ有償運送外での外出については、法人内の車両を使い回すということはありません。

奥瀬委員 車を見ると新車は別ですが、1回の車検が2年で2万キロとかなり走られてまして車検はお近くの整備工場・認証工場で行っているのですか。

みづき会 はい。下郡もありますが、3施設ありますのでいくつかの業者で車検を行っています。

奥瀬委員 法定点検、6ヶ月点検もしていますよね。
6ヶ月点検も義務なので、受けないと違法なので。

みづき会 有償運送も行うのですか。

奥瀬委員 マニュアルかなにかに書いてあると思いますよ。旅客の場合は3ヶ月ですので、たしか有償は6ヶ月だと思います。白ナンバーだからといってしなくていい訳ではないので必ずおこなってください。

みづき会 整備管理者が日々の点検はおこなっています。

奥瀬委員 それは通常の運行前点検のことです。

みづき会 整備責任者が点検についても法律に従い責任をもって対応しております。

山本委員 今まで事故とか車両のトラブルはありましたか。

みづき会 有償運送を始めてから1回もございません。

山本委員 対価なのですが、前回と同じ金額を設定していますね。

みづき会 さようございます。

議 長 他にございますか。では、他に無いようですので、社会福祉法人みづき会の有効期間更新登録申請書（案）の協議を終了とさせていただきます。協議結果につきましては、事務局から通知させていただきます。みづき会様にはここでご退席をお願いします。
（社会福祉法人 みづき会説明者 退席）

それでは、採決に移ります。議題（4）の福祉有償運送事業団体の登録更新申請書（案）について、採決をとらせていただきます。社会福祉法人 みづき会について、福祉有償運送を必要と認め、有効期間更新登録申請書（案）を承認され賛成の方は、挙手をお願いいたします。
（全委員挙手）

議 長 社会福祉法人 みづき会につきましては、全委員の賛成がありましたので、承認といたします。

これをもちまして、社会福祉法人による福祉有償運送にかかる有効期間更新登録申請書（案）の採決を終了いたします。

なお、本日の決定につきましては先ほど申しあげましたとおり、事務局より福祉有償運送実施団体へ通知をさせていただきます。

他に何かございますか。

無いようですので、これをもちまして議長の任を解かせていただきます。皆様にはご協力いただきまして誠にありがとうございました。
本日の議題は、すべて終了いたしました。
事務局へお戻しいたします。

司会進行 長時間にわたりご協議いただき誠にありがとうございました。
以上をもちまして、「木更津市福祉有償運送運営協議会」を閉会いたします。
ありがとうございます。

議事録署名人

佐々木 奈美

清水 妙子